

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和5年度)

令和5年 〇〇月 〇〇日

滋賀県知事

(令和5年度に提出する場合)

この報告書は、前年4月1日～3月31日までに交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)について6月30日までに提出

報告者 住所 草津市〇〇町〇-〇 氏名 (株)〇〇〇工業 代表取締役 〇〇〇〇 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号 077-〇〇〇-〇〇〇〇

日本標準産業分類の中分類を記入

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

Table with 10 columns: 事業場の名称, 事業場の所在地, 番号, 産業廃棄物の種類, 排出量(t), 管理票の交付枚数, 運搬受託者の許可番号, 運搬受託者の氏名又は名称, 運搬先の住所, 処分受託者の許可番号, 処分受託者の氏名又は名称, 処分場所の住所. Includes callouts for '必ずトン単位で記載してください。' and '特別管理産業廃棄物はその旨記載してください。'.

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日～3月31日までに交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)について6月30日までに提出
2 同一の都道府県に事業場を複数持つ場合は、これら事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

ページ番号を記入してください。なお、番号は2ページからとなります。

番号は「法定様式」から続く番号で5からとなります。 報告書追加様式(滋賀県作成)

事業場の名称 (株)〇〇〇工業 ページ番号 2/5

Table with 10 columns: 番号, 産業廃棄物の種類, 排出量(t), 管理票の交付枚数, 運搬受託者の許可番号, 運搬受託者の氏名又は名称, 運搬先の住所, 処分受託者の許可番号, 処分受託者の氏名又は名称, 処分場所の住所. Includes callouts for '法定様式を含めた総ページ数を記入してください。', '石綿含有産業廃棄物... 上記が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」にその旨を記載し、各記載事項についてそれぞれに係るものを明らかにして記載してください。', '許可番号は11桁で記載してください', and '以下「法定様式」と同様に記載してください。'.

備考

- 1 この様式は法定様式に書ききれない場合に、必要枚数をコピーして使用してください。
2 ページ番号は該当ページと総ページ数がわかるように記入してください。
3 番号は、法定様式から続く番号を記入してください。

記載例-2 有価売却をした場合

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃油	150	15	▲○▲▲○▲▲▲▲ □	○○○(株)	栗東市□□3丁目□-□		買取業者	有価売却

記載例-3 自己運搬をした場合

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃油	150	15	自己運搬	○○○(株)	大津市□□3丁目□-□	□□□□□□□□□□	□□□(株)	

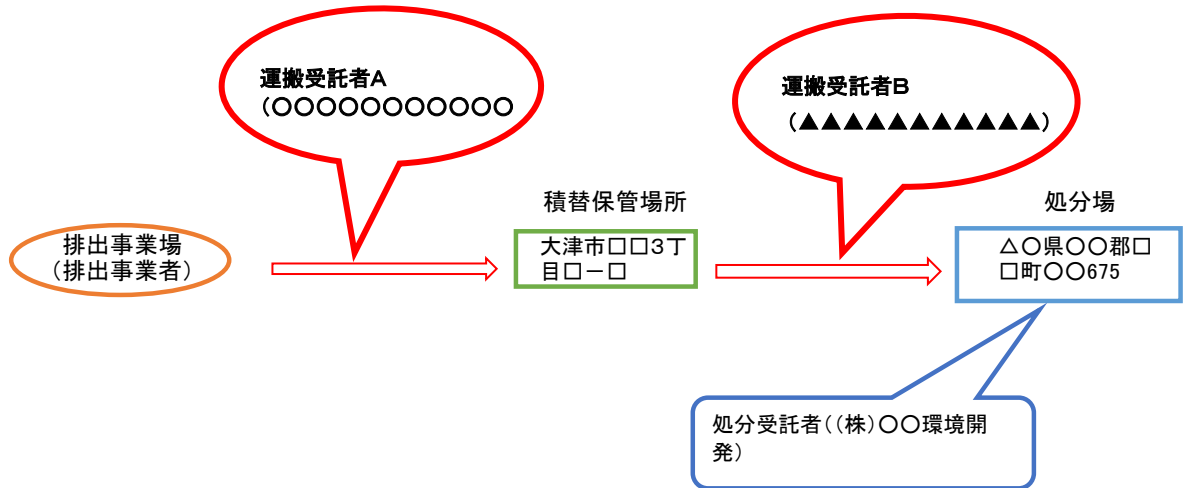
※運搬受託者の許可番号の記入不要

記載例-4 中間処理業者が処理後の産業廃棄物を自らが最終処分場へ運搬

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃油	150	15	○○○○○○○○○ ○	報告者(中間処理業者)	大津市□□3丁目□-□	□□□□□□□□□□	□□□(株)	

記載例-5 区間委託をした場合

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃油	150	15	○○○○○○○○○ ○	運搬受託者A	大津市□□3丁目□-□			
1				▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ▲	運搬受託者B	△△県○○郡□□町○○675	■■■■■■■■■■	(株)○○環境開発	



※積替保管場所が第三者(例:△△倉庫)所有の場合

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃油	150	15	○○○○○○○○○ ○	運搬受託者A	大津市□□3丁目□-□			
1				○○○△○○■■■■	△△倉庫	積替保管のみ			
1				▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ▲	運搬受託者B	△△県○○郡□□町○○675	■■■■■■■■■■	(株)○○環境開発	

産業廃棄物の体積から重量への換算係数

別添1

環境省通知(平成18年12月27日環廃産発第061227006号)参照

	産業廃棄物の種類	換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック類	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	16 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

※1 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/m³)。

※2 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。

※3 「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

※4 例:汚泥を2m³排出した場合
 体積 2 m³ × 換算係数 1.10 = 2.20 t

日本標準産業分類 中分類一覧表(平成26年4月1日施行)

別添3

大分類	大分類名		大分類	大分類名	
	中分類番号	中分類名		中分類番号	中分類名
A	農業, 林業		I	卸売業, 小売業	
A	1	農業	I	52	飲食料品卸売業
A	2	林業	I	53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
B	漁業		I	54	機械器具卸売業
B	3	漁業(水産養殖業を除く)	I	55	その他の卸売業
B	4	水産養殖業	I	56	各種商品小売業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業		I	57	織物・衣服・身の回り品小売業
C	5	鉱業, 採石業, 砂利採取業	I	58	飲食料品小売業
D	建設業		I	59	機械器具小売業
D	6	総合工事業	I	60	その他の小売業
D	7	職別工事業(設備工事業を除く)	I	61	無店舗小売業
D	8	設備工事業	J	金融業, 保険業	
E	製造業		J	62	銀行業
E	9	食料品製造業	J	63	協同組織金融業
E	10	飲料・たばこ・飼料製造業	J	64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
E	11	繊維工業	J	65	金融商品取引業, 商品先物取引業
E	12	木材・木製品製造業(家具を除く)	J	66	補助的金融業等
E	13	家具・装備品製造業	J	67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
E	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	K	不動産業, 物品賃貸業	
E	15	印刷・同関連業	K	68	不動産取引業
E	16	化学工業	K	69	不動産賃貸業・管理業
E	17	石油製品・石炭製品製造業	K	70	物品賃貸業
E	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	L	学術研究, 専門・技術サービス業	
E	19	ゴム製品製造業	L	71	学術・開発研究機関
E	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	L	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
E	21	窯業・土石製品製造業	L	73	広告業
E	22	鉄鋼業	L	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
E	23	非鉄金属製造業	M	宿泊業, 飲食サービス業	
E	24	金属製品製造業	M	75	宿泊業
E	25	はん用機械器具製造業	M	76	飲食店
E	26	生産用機械器具製造業	M	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
E	27	業務用機械器具製造業	N	生活関連サービス業, 娯楽業	
E	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	N	78	洗濯・理容・美容・浴場業
E	29	電気機械器具製造業	N	79	その他の生活関連サービス業
E	30	情報通信機械器具製造業	N	80	娯楽業
E	31	輸送用機械器具製造業	O	教育, 学習支援業	
E	32	その他の製造業	O	81	学校教育
F	電気・ガス・熱供給・水道業		O	82	その他の教育, 学習支援業
F	33	電気業	P	医療, 福祉	
F	34	ガス業	P	83	医療業
F	35	熱供給業	P	84	保健衛生
F	36	水道業	P	85	社会保険・社会福祉・介護事業
G	情報通信業		Q	複合サービス事業	
G	37	通信業	Q	86	郵便局
G	38	放送業	Q	87	協同組合(他に分類されないもの)
G	39	情報サービス業	R	サービス業(他に分類されないもの)	
G	40	インターネット附随サービス業	R	88	廃棄物処理業
G	41	映像・音声・文字情報制作業	R	89	自動車整備業
H	運輸業, 郵便業		R	90	機械等修理業(別掲を除く)
H	42	鉄道業	R	91	職業紹介・労働者派遣業
H	43	道路旅客運送業	R	92	その他の事業サービス業
H	44	道路貨物運送業	R	93	政治・経済・文化団体
H	45	水運業	R	94	宗教
H	46	航空運輸業	R	95	その他のサービス業
H	47	倉庫業	R	96	外国公務
H	48	運輸に附帯するサービス業	S	公務(他に分類されるものを除く)	
H	49	郵便業(信書便事業を含む)	S	97	国家公務
I	卸売業, 小売業		S	98	地方公務
I	50	各種商品卸売業	T	分類不能の産業	
I	51	繊維・衣服等卸売業	T	99	分類不能の産業